

非課税及び課税標準の特例について

一定の要件を満たす償却資産については、非課税になるものや、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されるものがあります。

該当する資産がありましたら、法令の適用条項を熟読の上、申請を行ってください。

(1) 非課税該当資産

地方税法第348条に該当する資産を新たに取得した方は『種類別明細書』の摘要欄に「適用条項と非課税該当資産であること」を記載した上で確認できる書類を添付してください。

(2) 課税標準の特例資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に該当する資産を新たに取得した方は『種類別明細書』の摘要欄に「適用条項と課税標準の特例資産であること」を記載した上で確認できる書類を添付してください。

◎ 課税標準の特例が適用される償却資産の主な例（詳細や他例については法令を確認願います。）

対象となる資産	特例率	適用条項（地方税法）
外航船舶及び準外航船舶以外の船舶	2分の1	第349条の3第5項
居宅訪問型保育事業の用に直接供する償却資産	2分の1	第349条の3第28項 (わがまち特例による)
浸水防止用設備に係る償却資産	3分の2	法附則第15条第28項 (わがまち特例による)

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

	発電出力	対象設備	特例率
太陽光発電設備 (10kw以上)	—	固定価格買取制度の認定発電設備	対象外
	1000kw未満	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備	3分の2
	1000kw以上		4分の3
風力発電設備	20kw以上	固定価格買取制度の認定発電設備	3分の2
	20kw未満		4分の3
水力発電設備	5000kw以上	固定価格買取制度の認定発電設備	4分の3
	5000kw未満		2分の1
地熱発電設備	1000kw未満	固定価格買取制度の認定発電設備	3分の2
	1000kw以上		2分の1
バイオマス発電設備 (2万kw未満)	10000kw以上	固定価格買取制度の認定発電設備	3分の2
	20000kw未満		
	10000kw未満		2分の1

※償却資産として課税されるものに限る。

(取得時期)

令和6年3月31日までに取得したもの

(特例期間)

取得から3年度分

(添付書類)

- 太陽光発電施設 … 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書（写）
- 太陽光発電施設以外 … 再生可能エネルギー発電設備認定通知書（写）

認定先端設備等の導入に係る課税標準の特例措置

(取得時期)

令和7年3月31日までに取得したもの（先端設備等導入計画の認定後の取得が必須です。）

(特例期間・特例率)

取得から3年度分、2分の1。（従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の提出があった場合は、取得から5年度分、3分の1。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した際は、取得から4年度分になります。）

(対象設備)

対 象	設備の種類	最低価格 (1台1基又は一の取得価額)
	機 械 装 置	160万円以上
設 備	工 具	30万円以上
	器 具 備 品	30万円以上
	建物附属設備	60万円以上

※償却資産として課税されるものに限る。

※最低価格の他、制度で定められた設備用途や生産性向上に資する指標等を満たしている必要があります。

(要件、手続等)

特例措置の対象設備に該当するには、年平均の投資利益率等の見込み等の要件に加えて、認定経営革新等支援機構に計画の事前確認を依頼する必要がある等、規定の手続きを行う必要があります。

詳細については、上天草市観光おもてなし課産業振興係までお問い合わせください。

(次項以降もお読みください。)

課税免除・不均一課税（税率の特例）について

指定された地域内において、製造の事業の用に供する設備等を新設又は増設した場合、上天草市税特別措置条例に基づき、固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けることができます。

これらの免除等を受ける場合は、当該設備の取得後、速やかに必要な申請を行ってください。

また、免除等の申請を予定する場合は、事前に固定資産税係に御連絡をお願いします。

【課税免除】

離島振興法による償却資産に係る固定資産税の課税免除

離島に指定されている区域において、事業の用に供するために新設又は増設された特別償却設備

(取得時期)

令和7年3月31日までに取得したもの

(対象地域)

湯島、中島

(要件)

対象事業	資本金の額	新設又は増設した設備の取得価格の合計
製造業・旅館業	5000万円以下	500万円以上
	5000万円超、1億円未満	1000万円以上
	1億円超	2000万円以上
農林水産物販売業 情報サービス業等	—	500万円以上

(免除期間)

課税免除を適用してから3か年度

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による償却資産に係る固定資産税の課税免除

過疎地域に指定されている区域において、事業の用に供するために新設又は増設された特別償却設備

(取得時期)

令和6年3月31日までに取得したもの

(対象地域)

上天草市内全域

(要件)

対象事業	資本金の額	新設又は増設した設備の取得価格の合計
製造業・旅館業	5000万円以下	500万円以上
	5000万円超、1億円未満	1000万円以上
	1億円超	2000万円以上
農林水産物販売業 情報サービス業等	—	500万円以上

(免除期間)

課税免除を適用してから3か年度

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による償却資産に係る

固定資産税の課税免除

市内の促進区域において、事業の用に供するために新設又は増設された償却資産（構造物）

（取得時期）

令和7年3月31日までに取得したもの

（対象地域）

上天草市内「促進区域」全域 ※詳細はお問い合わせください。

（要件）

- ① 地域経済牽引事業計画について、熊本県の承認を受けていること。
- ② その他、市町村が定めた要件に該当していること。詳細については、上天草市観光おもてなし課産業振興係にお問合せください。

（免除期間）

課税免除を適用してから3か年度

【不均一課税】

不均一課税については、下記に例示した他にも、上天草市との進出協定を終えた工場等に関する償却資産に係る固定資産税も不均一課税の対象となる場合がありますので、詳細はお問合せください。

半島振興法による償却資産に係る固定資産税の不均一課税

半島振興対象地域に指定されている区域において、認定産業振興促進計画に定められた事業の用に供するために新設又は増設された特別償却設備

（取得時期）

令和7年3月31日までに取得したもの

（対象地域）

上天草市内全域

（要件）

対象事業	資本金の額	新設又は増設した設備の取得価格の合計
製造業・旅館業	1000万円以下	500万円以上
	1000万円超、5000万円以下	1000万円以上
	5000万円超	2000万円以上
農林水産物販売業 情報サービス業等	—	500万円以上

（適用期間）

不均一課税を適用してから3か年度

（税率） ※ 本来の税率は、課税標準額の100分の1.4です。

初年度 … 課税標準額の100分の0.14

2年度 … 課税標準額の100分の0.14

3年度 … 課税標準額の100分の0.14

雇用者の増等による償却資産に係る固定資産税の不均一課税

該当する事業の用に供したことに伴って、増加する雇用者の数が5人を超える新增設された工業生産設備

(建物、附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品)

(取得時期)

期限は定めておりません。(令和5年12月1日現在)

(対象地域)

上天草市内全域

(要件)

取得価額の合計が1000万円を超えるもの

(適用期間)

不均一課税を適用してから3か年度

(税率) ※ 本来の税率は、課税標準額の100分の1.4です。

初年度 … 課税標準額の100分の0.14

2年度 … 課税標準額の100分の0.42

3年度 … 課税標準額の100分の0.98